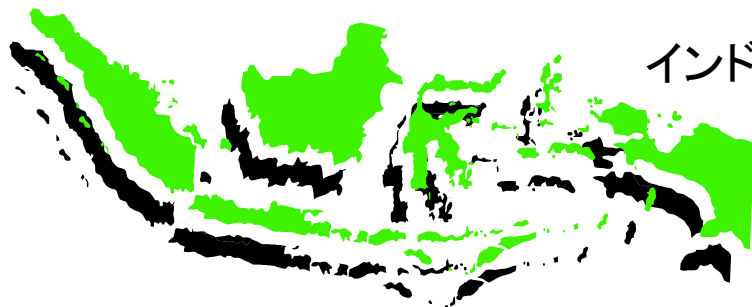
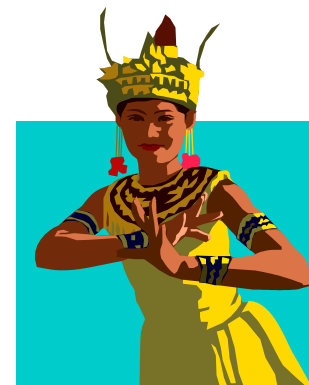


まるわかり 駐在員に対する法規制

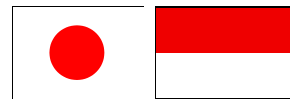


インドネシア進出サポート
小野耕司





自己紹介



- 1975/4～1981/6 ヤマハ(株)入社 インドネシア工場立上支援分野配属
- 1981/6～1987/3 インドネシア工場生産課長 電子鍵盤楽器の組立生産
- 1987/3～1995/7 インドネシア工場長 電子楽器、ピアノ、ギターの輸出拠点化
- 1995/7～2005/3 帰国、インドネシアを普及品の生産拠点化するプロジェクト
- 2005/3～現在 ヤマハ退職、インドネシア進出サポートコンサルタントとして独立
インドネシア語翻訳・通訳

静岡大学客員教授、専修大学客員講師

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)専門家


独立行政法人 中小企業基盤整備機構アドバイザー

一般社団法人海外事業支援センター(OBAC)アドバイザー

一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)講師

一般社団法人日本インドネシアビジネス協会(ABJI)理事

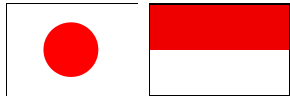
などを経歴し、これまでのインドネシア進出支援企業数は約100社



インドネシアとの
関わりも50
年になりました
た



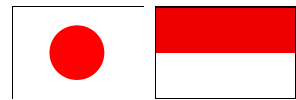
セミナー要旨



- 2020年末に施行された雇用創出法案、いわゆるオムニバス法案において、外国人労働者雇用法も改訂されました。
[インドネシア共和国政令2021年第34号外国人労働者雇用](#)
- その中では、緩和された部分、厳しくなった部分、それまでは運用に任されていたが明文化されたもの等が含まれています。
- このセミナーでは、この法律の中から現地駐在員にとって重要な点を解説します。
- インドネシアで働く日本人が、知らずに違法滞在と言う事態を防止出来て、安心して滞在出来る事を願っております。



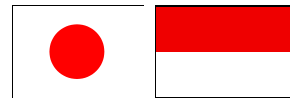
目次



1. 重要関連用語の解説
2. 外国人労働者雇用主の義務および禁止事項
3. 外国人労働者雇用計画の認証
4. 外国人労働者滞在許可
5. 付添労働者および外国人労働者の教育および訓練
6. 報告、指導、および監督
7. 行政処罰



1. 重要関連用語の解説



1. TKA:Tenaga Kerja Asing

- 外国人労働者
- インドネシア領域内で働くことを意味するビザを所有する外国籍の人間

2. RPTKA:Reencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing

- 外国人労働者雇用計画
- 特定の職務および特定の期間における外国人労働者雇用計画

3. DKPTKA:Dana Kompensasi Penggunaan Tenaga Kerja Asing

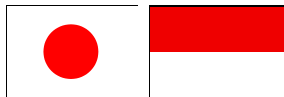
- 外国人労働者雇用補償基金
- 税金あるいは地方歳入ではなく国庫収入として、仕事をさせられる全ての外国人労働者に対して、外国人労働者の仕事を提供する者により支払われるべき補償(USD100/月/人)

4. ITAS:Izin Tinggal Sementara

- 短期滞在許可

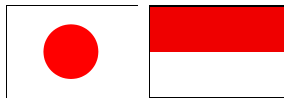


2.外国人労働者雇用主の義務および禁止事項



1. 義務

- 外国人労働者雇用主は提供される全ての職務において、**インドネシア人労働者の雇用を優先する義務**があるが、職務にインドネシア労働者を配置出来ない場合、その職務には外国人労働者を配置することが出来る。
- 外国人労働者雇用主は大臣あるいは指名された官吏により認証された、**外国人労働者雇用計画RPTKAを所有する義務**がある。
- 外国人労働者からの技術移転および専門知識移転のために、**インドネシア国籍の付添労働者を指名する義務**がある。(取締役およびコミサリスは除く)
- 外国人労働者に対して、**インドネシア語の教育および訓練の便宜を図る義務**がある。(取締役およびコミサリスは除く)



2. 外国人労働者雇用主とは

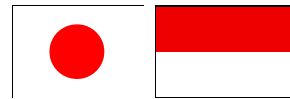
- 政府組織、外国代表機関、国際団体、外国商業取引代表事務所、外国企業代表事務所、外国報道事務所、**外国民間企業**、株式会社、財団法人、社会・宗教・教育・文化機関、興行サービス事業。
- 個人での雇用は禁止する。

3. 配置出来る職務とは

- 政府関係機関からの情報を得た後に、大臣により確定される。
- **取締役あるいはコミサリス**は、他の外国人労働者雇用主により雇用されている外国人労働者が兼務出来る。
- 外国人労働者を**人事管理の職務に就けることは禁止**される。



3. 外国人労働者雇用計画の認証

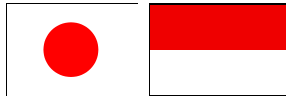


1. 申請手続き

- 外国人労働者雇用主は、大臣あるいは指名された官吏に対して、インターネット上で申請を提出しなくてはならない。
- 大臣あるいは指名された官吏は、適正であると評価された後に遅くとも2稼働日以内に外国人労働者雇用計画認証の適正評価結果を発効する。
- 外国人労働者雇用主は、大臣あるいは指名された官吏に対して、インターネット上で外国人労働者候補のデータを提出する。
- 外国人労働者候補のデータおよび書類は、遅くとも2稼働日以内に大臣あるいは指名された官吏により認証が行われる。



3. 外国人労働者雇用計画の認証

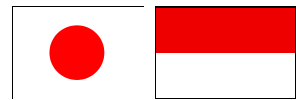


2. 外国人労働者雇用計画の認証対象

- 一時的な就労目的の外国人労働者雇用計画
 - 最長6ヶ月間で延長不可
- 6カ月を超える就労目的の外国人労働者雇用計画
 - 最長2年間で延長可
- 外国人労働者雇用補償基金対象外の外国人労働者雇用計画
- 経済特別区での外国人労働者雇用計画
- 特定の株式を所有する取締役、あるいはコミサリス、あるいは法令に定める規定に従う**株主は対象外**



3. 外国人労働者雇用計画の認証

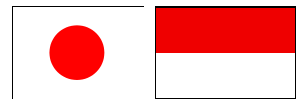


3. 外国人労働者雇用計画認証の延長および変更

- 延長要請は遅くとも期間の終了する**30稼働日前**に申請される。
- 遅くとも稼働2日以内に外国人労働者雇用計画認証の延長を発行する。

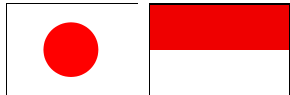


4. 外国人労働者滞在許可



1. 滞在許可 (ITAS)

- 外国人労働者雇用主により就労させられる全ての外国人労働者は**滞在許可を所有する義務**がある。



1. 付添インドネシア人労働者

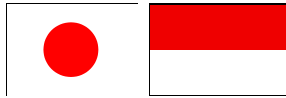
- 外国人労働者の付添インドネシア人労働者の指名は**技術移転**および**専門性移転**を目的に実施される。

2. インドネシア語教育

- 外国人労働者に対するインドネシア語の教育および訓練は、外国人労働者雇用主によるか、あるいはインドネシア語教育機関、あるいは訓練機関との協力で実施することが出来る。



6. 報告、指導、および監督



1. 報告

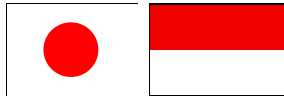
- 外国人労働者雇用主は以下のことを実施するために、大臣あるいは指名された官吏に対して**毎年報告する義務**がある。
 - a. 外国人労働者の雇用
 - b. 外国人労働者付添労働者にとっての仕事の教育および訓練
 - c. 外国人労働者から外国人労働者付添労働者への技術移転および専門性移転

2. 指導

- 外国人労働者雇用の指導は、労働分野での行政を運営する省および権限に従い、**州および県/市の労働分野での行政を運営する局**により行われる。



6. 報告、指導、および監督

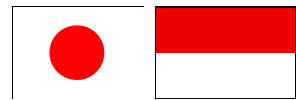


3. 監督

- 労働分野での行政を運営する省ならびに/または州および県/市の労働分野での行政を運営する局における労働監督官により行われる。
- 入国管理の監督および対策分野で職務を行う入国管理官吏により行われる。



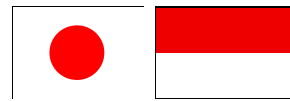
7. 行政処罰



1. 外国人労働者雇用計画認証を所有していない場合の罰金
 - a. 1カ月当たりの罰金額はRp. 6,000,000
 - b. 2カ月当たりの罰金額はRp.12,000,000
 - c. 3カ月当たりの罰金額はRp.18,000,000
 - d. 4カ月当たりの罰金額はRp.24,000,000
 - e. 5カ月当たりの罰金額はRp.30,000,000
 - f. 6カ月当たりの罰金額はRp.36,000,000



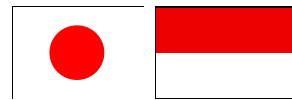
7. 行政処罰



2. 外国人労働者雇用計画認証要請の手続きを一時的に停止
 - a. 外国人労働者に対する**インドネシア語の勉強および訓練の便宜を図らない**場合
 - b. 外国人労働者を保険会社の**保険制度に加入させない**場合
 - c. **技術移転および専門性移転**の実施について毎年1回大臣あるいは指名された官吏に報告をしない場合
 - d. 雇用契約が終了した後に、**一時的な仕事**のための外国人労働者雇用の実施について、大臣あるいは指名された官吏に対して報告しない場合
 - e. **雇用契約期間が終了**する前に、終了あるいは終了された外国人労働者の雇用契約について、大臣あるいは指名された官吏に対して報告しない場合
 - f. 手続きを一時的に停止する**罰則は最長3ヶ月間**科される

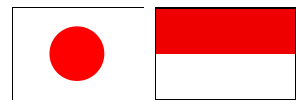


7. 行政処罰



2. 外国人労働者雇用計画認証の取消

- a. 外国人労働者雇用計画認証と一致しない形で外国人労働者を就労させる場合
- b. 同じ会社において職務を兼務して外国人労働者を就労される場合
- c. 人事管理の職務に外国人労働者を就労させる場合
- d. 外国人労働者に対する外国人労働者雇用補償基金を支払わない場合



インドネシア進出サポート公式サイト

インドネシア進出準備から撤退までの要点を簡潔にまとめたサイトです
(Googleトップランキング)

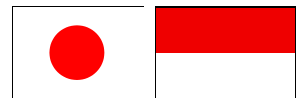
インドネシア最新情報ブログ

あらゆる分野での情報を毎日、どんなメディアよりも早く紹介しています

インドネシア進出サポートウェブセミナー

公式サイトに掲載されたセミナースライドサンプルの中から、ダウンロード件数の多いもの順に音声解説付きのスライドをアップロードしています

**愛する二つの祖国である、日本とインドネシアの発展のため、
全てのコンテンツは無料で公開されています**



ご清聴ありがとうございました
ここからは質疑応答です